

2018年6月19日

6月18日の大阪府北部を震源とする地震により被害を受けられたご契約者様へ

このたびの大阪府北部を震源とする地震により被害を受けられました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
地震による被害のご連絡、お問い合わせは以下で承っております。

お客様サービスセンター **通話料無料**
0120-431-909
9:00～18:00 (土・日・祝日は資料請求受付専用)

保険金のご請求の手続きの詳細については [こちら](#) をご覧ください。

また、弊社では同地震により災害救助法が適用された下記の地域にお住まいのご契約者様に、保険料払込猶予期間の延長(※)をさせていただきます。ご希望のご契約者様は、弊社お客様サービスセンターまでご連絡ください。

【法適用日】

平成30年6月18日

【適用市町村】

大阪府：大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、
四条畷市、交野市、三島郡島本町

※保険料払込猶予期間および保険料の不払による解除の規定については適用せず、保険料払込猶予期間を延長いたします。

SBIリスタ少額短期保険株式会社